

# 重要事項説明書

## (小規模多機能ホームさくら坂)

### 1. 事業の目的

本事業は、要介護者について、その者の居宅又はサービスの事業所に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、食事、入浴、排泄等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

### 2. 運営の方針

- ① 本事業所において提供する小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能居宅介護は、介護保険法並びに関係する厚労省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- ② 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。また、正当な理由なく、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能居宅介護の提供を拒まない。
- ③ 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- ④ 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- ⑤ 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

### 3. 事業所の名称等

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 小規模多機能ホーム さくら坂
2. 所在地 長崎県佐世保市八幡町1-1

### 4. 従業者の職種、員数及び職務内容

本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務、兼務職＝計画作成担当者）  
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- ② 計画作成担当者 1名（常勤兼務、兼務職＝計画作成担当者＝介護職）  
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。
- ③ 看護職員 1名（常勤）  
看護職員は、利用者の介護及び心身の機能回復ができるよう努める。なお、看護職員は上述の職務内容に加え、機能訓練指導を自ら実施し日常生活を営むに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための機能訓練を行う。
- ④ 介護職員 13名（常勤専従9名、非常勤4名）（宿直業務含む）  
介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(登録と各サービスの利用定員)

5. 本事業所の利用定員は次のとおりとする。

- |               |     |
|---------------|-----|
| ⑥ 登録定員        | 29名 |
| ⑦ 通いサービスの利用定員 | 15名 |
| ⑧ 宿泊サービスの利用定員 | 6名  |

6. 営業日及び営業時間

本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

営業日： 365日

営業時間： 通いサービス 9：00～18：00（延長21：00まで可能）

訪問サービス 24時間

宿泊サービス 18：00～9：00

7. 居宅サービス計画の作成

本事業所の計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した居宅サービス計画を作成するとともに利用者の同意を得て、交付するものとする。

8. 小規模多機能型居宅介護計画の作成

1. 本事業所の管理者は、計画作成担当者に小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
2. 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに利用者の同意を得て、交付するものとする。
3. 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じた小規模多機能型居宅介護計画を作成し、利用者またはその家族に対し、その内容について説明するものとする。
4. 小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、随時適切に通いサービス、訪問サービス又は宿泊サービスを組み合わせた介護計画の作成を行う。また、その他の多様な地域における活動や外出の確保に努める。
5. 計画作成担当者は、小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が小規模多機能型居宅介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、小規模多機能型居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う。

## 9. 介護の内容

小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能居宅介護の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴の介助
- ② 排泄の介助
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助
- ⑤ その他日常生活上の世話、日常生活動作の介助

## 10. 介護等

- ① 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。
- ② 利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所における介護従業者以外の者による介護を受けさせないものとする。
- ③ 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。

## 11. 社会生活上の便宜の提供等

- ① 本事業所は、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めるものとする。
- ② 本事業所は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。
- ③ 本事業所は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

## 12. 利用料等

- ① 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能居宅介護を提供した場合の利用料の額は、法定代理受領分である介護報酬告示上の額の内、各利用者の負担割合に応じた額とする。ただし、法定代理受領サービスに該当しない指定小規模多機能型居宅介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。
- ② 利用料金（負担割合 1 割の場合）

サービス内容	介護度	利用料
介護予防小規模多機能居宅介護	要支援 1	3, 450円
	要支援 2	6, 972円
小規模多機能型居宅介護	要介護 1	10, 458円
	要介護 2	15, 370円
	要介護 3	22, 359円
	要介護 4	24, 677円
	要介護 5	27, 209円

- ・利用者の食費は、朝食400円 昼食450円 夕食450円 おやつ100円
  - ・宿泊費：個室利用料 1,000円/泊
  - ・医療費立替 立替実費精算
- ※宿泊室に電化製品を持ち込まれる場合は、別途電気料金を徴収させていただきます。

テレビ使用料	600円/月
冷蔵庫使用料	500円/月
その他の電化製品使用料	350円/月

### ③ 加算料金

1. 初期加算 ※1	30円/日
2. 認知症加算（Ⅱ）※2	890円/月
3. 認知症加算（Ⅲ）※2	760円/月
4. 認知症加算（Ⅳ）※2	460円/月
5. サービス提供体制強化加算（Ⅰ）※3	750円/月
6. 訪問体制強化加算※4	1,000円/月
7. 総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）※5	1,200円/月
8. 生活機能向上連携加算（Ⅱ）※6	200円/月
9. 科学的介護推進体制加算※7	40円/月
10. 看護職員配置加算（Ⅱ）※8	700円/月
11. 介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ）※9	18.6/月

※1 登録した日から起算して30日以内の期間について加算する

※2（Ⅱ）認知症介護実践リーダー研修修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上のものが20人未満の場合1以上配置していること。また認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上のものに対して専門的な認知症ケアを実施し、当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導に係る会議を定期的開催していること。

（Ⅲ）日常生活に支障をきたすおそれのある症状、もしくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者（認知症日常生活自立度Ⅲ以上）

（Ⅳ）要介護2である利用者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の利用者（認知症日常生活自立度Ⅱ）

※3 研修を計画的に実施しており、かつ介護従業者の総数のうち10年以上従事する介護福祉士の占める割合が25%以上であること。

※4 1. 訪問サービスを担当する常勤の従業者を2名以上配置していること。  
2. 訪問サービスの算定月における提供回数について、当該指定小規模多機能居宅介護事業所における延べ訪問回数が1月あたり200回以上であること。

※5 1. 個別サービス計画について利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、随時適切に見直しを行っていること。  
2. 地域における活動への参加の機会が確保されていること。

- ※6 1. 訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数200床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が利用者宅を訪問し身体状況の評価（生活機能アセスメント）を共同して行うこと。
2. 介護支援専門員が生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成すること。

※7 以下のいずれの要件も満たしていること

1. 利用者ごとのADL（日常生活動作）値栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。
2. 必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画を見直すなど、指定小規模多機能型居宅介護の提供にあたって、上記の情報その他指定小規模多機能居宅介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

※8 常勤かつ専従の准看護師を1名以上配置していること

\*9 介護報酬（介護職員処遇改善加算を除く）の総額に表記の%を乗じた金額

- ④ 宿泊サービスのサービス提供時間は、（18：00～9：00）を原則とする。
- ⑤ 宿泊室の利用中に設備・備品等を破損した場合は、改修に伴う費用の実費を利用者は負担するものとする。
- ⑥ 利用料の支払いは、毎月15日までに前月分の請求書を発行しますので、月末までにお支払下さい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。お支払方法は、現金・口座振替・銀行振込とさせていただきます。

- A 現金 事務所でお支払下さい。
- B 口座振替 銀行預金口座から自動引落となります。
- C 銀行振込 十八親和銀行 佐世保本店営業部 普通預金 4120613  
社会福祉法人 幼老育成会 小規模多機能ホーム さくら坂  
理事長 土井 庸正

⑦ （利用料の算定方法）

- ・費用の総額 = サービス単位 × 10.00円/単位（円未満切捨て）
- ・保険給付額 = 費用の総額 × 0.9又は0.8又は0.7（円未満切捨て）
- ・ 利用料 = 費用の総額 - 保険給付額

当該、指定小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割又は3割の額とする。

「事業」で提供する適宜のうち日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であってその利用者に負担させることが適当と認められる費用。

尚、オムツ代に関する料金はご家族、ご本人と協議の上別途精算するものとする。

- ⑧ 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の署名（記名押印）を受けるとする。
- ⑨ 尚、指定小規模多機能型居宅介護の内容及び料金その他の費用の額は事業所の見やすい場所に掲示する。

### 13. 緊急時における対応策

本事業所の従業者は、現に指定小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師やあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

### 14. 秘密保持

- 本事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさない。
- 本事業所は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じる。
- 本事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合には当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておく。

### 15. 相談、要望、苦情の窓口

小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能居宅介護に関する相談、要望、苦情等は管理者が対応いたしますので窓口までお申し付け下さい。

(「利用者から苦情を処理するために講ずる措置の概要」を参照してください。)

サービス相談・苦情等窓口：

**小規模多機能ホーム さくら坂**

電話番号 0956-59-5901

担当 柴田 勇介

(受付時間 月曜日～日曜日 8時30分～17時30分)

相談・苦情等その他の窓口：**佐世保市役所 長寿社会課**

(佐世保市八幡町 1-10 電話：0956-24-1111)

**佐世保市社会福祉協議会**

(佐世保市八幡町 6-1 電話：0956-22-1020)

**長崎県国民健康保険連合**

(長崎市今博多町 8-2 電話：095-826-7293)